

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年12月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月末日まで

3 指示の有効期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで